

長井文書にみる肥前名護屋の能

天野 文雄

東京大学史料編纂所の影写本たる長井文書

(山口県吉敷郡長井千代輔氏所蔵の文書を明治34年に影写)は、秀吉名護屋在陣中の文禄二年、京都の北政所(ねね)奉行から赤間関奉行などに宛てた十五点の奉書を主体とする文書からなっている。この中に名護屋における秀吉と能のかかわりを示す文書があることは、すでに森末義彰氏「能の保護者」(『能楽全書』第二巻)の指摘するところであった。

すなわち、そこで森末氏は、「秀吉は文禄二年には四座の大夫ばかりでなく、当時流行の女房能のちほ大夫その他津田右兵衛以下の離子方をはじめ能装束を名護屋へ召寄せたことが、長井文書に見える」と指摘されていた。この記述から、私などは長井文書中の一点に上記の記事があるのだらうと漠然と理解していたのであるが、このたび同影写本を披見したところ、能にかかわる文書は十五点中九点にもおよぶことが判明した。よく知られている肥前名護屋における秀吉の能狂ぶりを示す資料なので、ここに紹介しておきたい。

まず、十五点の文書すべてを日付と宛所のみ掲げてみる。すべて京坂から物品を送付することについての文書で、その中に能関係の記事があるのである(*印がそれ)。

- 1 文禄二年正月十九日、赤間関奉行
- 2 文禄二年二月一日、下関役人
- * 3 文禄二年二月十一日、赤間関奉行
- * 4 文禄二年二月十二日、下関奉行
- * 5 文禄二年二月十二日、赤間関奉行
- * 6 文禄二年二月十二日、尼崎、室等奉行
- 7 文禄二年二月十五日、赤間関奉行
- * 8 文禄二年三月六日、宛所不明
- 9 文禄二年三月、宛所不明
- 10 文禄二年四月二日、赤間関
- 11 文禄二年四月七日、赤間関
- * 12 文禄二年四月十三日、赤間関奉行
- * 13 文禄二年六月二日、赤間関奉行
- * 14 文禄二年六月二十二日、赤間関奉行
- * 15 日付、宛所不明

秀吉の名護屋在陣は文禄元年四月からであるが、周知のように秀吉は文禄二年正月から

幕松新九郎を師として能に熱中している。この文書は能に没頭した文禄二年正月以後の半年間のものだが、この十五点中に能にかかわる文書が九点もあることは、秀吉の能狂ぶりの端的な反映と言えよう。最初の3は次のごとき内容である(句読点を付した以外、表記は原文どおり)。

3、なこ屋へ御いそぎの御のふの御小袖つかワされ候つき、夫の事貳人申付候。さう〜つかハすへく候。大事御物にて候間、ぬれさるやうに念を人申つけ、はやく相と、け申へく候。くハしくそつほういんより可申候也。

文禄貳年二月十一日(印)

あかまかせきぶきやう

能装束としての小袖の送付である。時期から考えると、これが名護屋に能関係の物品が送られた最初の可能性も高からう。大事のものゆえ濡れぬようにせよというくだりなどはなかなかリアリティがある。「帥法印」は北政所の奉行らしい。次の4、5、6は同じ日付の文書で、文面も名護屋に召された同じ能役者についてのものである。森末氏が紹介されたのは主としてこれらの記事である。4と5を掲げよう。

4、名こやへ御めしの糸川酒貳荷弁をんな大夫、津たうひやうへ、いやし与ひう、

八幡助 森喜
やはた笛すけ左衛門、もりき太郎、つか
わされ候つき、舟四反帆は岩そり申つけ
つかハしをくりと、け申へく候。ゆたん
しましく候。くハしくそつほういんより
申へく候也。

文禄二 二月十二日〔印〕

しものせき舟奉行

5、名こやへ女のふつかまつり候ちは大夫
めしくたされ候。傳馬吉定申つけ、其所
々へたしかにをくりと、け申へく候。ゆ
たん有ましく候。くハしくほういんより
可申候也。

文禄二年 二月十二日〔印〕

あかまかせきぶぎやう

この4にみえる能役者は6にも同じ顔ぶれ
がみえる。この頃は頻繁に役者が召下されて
いる時期で、金春大夫一座が名護屋に向し
たと『多聞院日記』が伝えるのも二月九日の
ことである。なお、4は『萩藩閥閥録』にも
収められている。

8 (やや破損がある)は、「のふだうく入
候御つ、らもん」の送付。この年三月下旬頃
のものと同定されている北政所宛書状で、秀
吉が小袖送付の礼を述べているのは8に対す
るものであろうか。能を十番おぼえたと秀吉
が北政所に誇らしげに自筆で書き送ったのも
この頃、三月五日付の書状であった。12、13、

14、15は、鼓など能道具の送付についてであ
る。12を掲げよう。

12、名こ屋へ御いそぎの御物とも、つ、ミ
五つつかわされ候つき、夫貳人申つけ、
さう／＼其さき／＼へおくりつかハすへ
く候。大事の御物間、ねんを入可申付候。
くわしくそつほういんより申へく候也。

文禄貳年卯月十三日〔印〕

あかまかせきぶぎやう中

名護屋では四月九日に本丸において秀吉お
氣に入りの金春大夫安照の能があつたことが
『甫庵太閤記』所載の番組から知られる。こ
の12はその時期の資料である。

秀吉はこの年の八月十五日に名護屋を発つ
て帰坂するが、帰坂直前の八月十三日に四座
の大夫の立合能が催されている。『当代記』
が伝えるように、秀吉在陣中の名護屋は「専
能繁多」という状況だったのであるが、長井
文書の九点は、秀吉の書状や名護屋での番組
(二点が知られる)などとともに、そうした
状況を具体的に伝える好資料と言えよう。日
付不明の15はもちろん八月十五日以前のもの
であるが、これらが名護屋への能道具などの
送付の全貌なのではなからうか。

(大阪大学助教授)